**共同研究契約書**

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。以下、甲乙総称して「契約当事者」という。）は、以下のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施する。本契約の締結を証するため、本契約書を契約当事者の数作成し、各々1通を保有する。本契約書を電磁的記録により作成する場合は、契約当事者合意の後に電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | （住所）（名称）（役職/契約者） | 長野県松本市旭三丁目1番１号国立大学法人信州大学分任契約担当役　理事　　清水　聖幸 |
| 乙 | （住所）（名称）（役職/契約者） | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇部　部長　　〇〇　〇〇 |

|  |
| --- |
| 契約項目表 |
| 1．契約締結日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 2. 研究題目 |  |
| 3．研究目的・内容 |  |
| 4．研究期間 | 〇〇年〇〇月〇〇日　から　〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 5．研究実施場所 | 各契約当事者が管理する施設 等 |
| 6．研究担当者 | 区分 | 記号 | 氏名 | 所属・職名 | 本共同研究における役割 |
| 甲 | ◎ |  |  |  |
| 乙 | ◎ |  |  |  |
| ※記号：「◎」研究代表者、「〇」民間等共同研究員 |
| ７．研究経費等経費分担者から甲に支払われる経費 | 経費分担者 | 費目内訳 | 　経費額（税込）　　　 | 納付方法 |
| 乙 | ①直接経費 |  | 円 | 前納 |
| ②間接経費 |  | 円 |
| ③研究料 | 0　 | 円 |
| 総額（①+②+③） |  | 円 |
| 8．特別試験研究費税額控除制度の利用の有無※「あり」の場合は、直接経費の内訳を特約事項に示す。 　　　　　　　　　 | □　あり　　　　□　なし |
| 9．存続条項 | 本契約終了日から３年間有効 | （秘密保持）第11条 |
| 当該条項に定める期間又は対象事項が存続する限り有効 | （研究担当者等の参加）第4条第2項、第4項、（報告書の作成）第5条、（研究経費等）第6条第7項、（資産等の提供等）第7条第4項、（研究の中止又は期間の延長）第9条第2項、（秘密情報の不許諾及び非保証）第12条、（秘密情報の管理）第１3条、（研究成果の取扱い）第14条、（技術移転機関の関与） 第15条、（関連法規制遵守）第16条、（損害賠償）第19条、（反社会的勢力の排除）第21条、（協議）第22条、（準拠法及び裁判管轄）第23条 |

契約項目表・別表１

研究協力者　（第1条第2号関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約当事者 | 氏名 | 所属・職名（学生においては学部・研究科等） | 研究協力期間 |
| 該当なし |  |  |  |
| 該当なし |  |  |  |
| 該当なし |  |  |  |

契約項目表・別表２

提供する資産等 （第７条第１項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者 | 資産等 | 使用場所 |
| 名称 | 規格 | 数量 |
| 該当なし |  |  |  |  |
| 該当なし |  |  |  |  |

　　（本頁以下余白）

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（1）　「研究担当者」とは、本共同研究に従事する契約当事者に所属する契約項目表6.に掲げる者をいう。

（2）　「研究協力者」とは、契約当事者に所属し（学生等を含む。）、研究担当者以外で本共同研究に協力する者であって、契約項目表・別表1に掲げる者をいう。

（3）　「研究担当者等」とは、研究担当者及び研究協力者の総称をいう。

（4）　「民間等共同研究員」とは、甲以外の研究担当者で、甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者をいう。

（5）　「研究経費」とは、次に掲げる経費の総称をいう。

直接経費 ： 物品費、旅費、機器等関連経費、調査費、イベント・成果発表等関連経費、ラボ経費、研究代表者等の人件費等の共同研究に直接必要となる経費

間接経費 ： 共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる管理的経費

（6）　「研究料」とは、甲の規程により、民間等共同研究員を受け入れる費用をいう。甲の規程による研究料は、年間の金額を民間等共同研究員一人当たり440,000円（消費税込）とし、月割りはしない。

（7）　「研究経費等」とは、研究経費と研究料の総額をいう。

（8）　「経費分担者」とは、契約項目表7.に掲げる本共同研究に要する研究経費等を負担する契約当事者をいう。

（9）　「資産等」とは、施設、設備、ソフトウェア、システム等、有形無形を問わず資産となるものをいう。

（10）　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

(一)　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

(二)　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

(三)　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

(四)　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的又は学術的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）

（11）　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標、育成者権の対象となるものについては育成及びノウハウの対象となるものについては案出をいう。

（12）　知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第2項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（13）　「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、発明等、研究データ及び成果有体物を含む一切の成果をいう。

（14）　「研究データ」とは、研究活動の過程で研究担当者等によって収集又は生成されたデータをいい、研究素材として収集又は生成された一次データだけでなく、それらを分析・処理して作成された加工データや解析データ、学習済みモデル又はデータベースやノウハウ等の知的財産権に該当するものも含む。また、それらデータを説明する資料も含み、数値、画像、テキスト等、あらゆる形態が含まれ、媒体としては、デジタル・非デジタルを問わない。

（15）　「成果有体物」とは、研究の結果又はその過程で得られた学術的・財産的価値その他の価値がある材料、試料（生体成分を含む）、試作品、部品、装置等の有体物をいう。

（共同研究における相互協力）

第２条　契約当事者は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）の基本理念に則り、文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」及び同【追補版】等を参酌したうえで、本契約の定めに従って、協力して本共同研究を遂行するものとする。

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、契約項目表4.に記載のとおりとする。

（研究担当者等の参加）

第４条　契約当事者は、研究担当者等を本共同研究に参加させるものとする。

２　契約当事者は、研究担当者等に本契約の内容を遵守させなければならない。

３　甲は、契約項目表6.に記載の民間等共同研究員を受け入れるものとする。この場合において、民間等共同研究員を派遣する契約当事者は、甲の指示及び本契約の内容を民間等共同研究員に遵守させなければならない。

４　研究担当者等による本契約内容の違反は、当該研究担当者等を参加させた契約当事者の本契約の違反を構成するものとする。

５　契約当事者は、他の契約当事者の同意を得た上で、本条第1項に定める研究担当者等の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

（報告書の作成）

第５条　契約当事者は、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、本共同研究が終了した時及び必要と認められる時に協力して報告書をとりまとめるものとする。

（研究経費等）

第６条　経費分担者は、甲における本共同研究の実施に必要な経費として、契約項目表7.に掲げる研究経費等を負担する。

２　経費分担者は、研究経費等を、甲の発行する請求書に基づき甲の定める支払期限までに甲へ支払わなければならない。

３　経費分担者は、支払期限までに研究経費等を甲に支払わないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第404条及び第419条に基づき、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じた延滞金を支払わなければならない。

４　研究経費等の経理は甲が行う。

５　研究経費等により取得した設備、試料等は、全て甲に帰属するものとする。

６　第4条第5項の規定により民間等共同研究員を追加した契約当事者は、甲に対して、追加で研究料を支払うものとする。

７　本共同研究終了時において本条第1項の規定により支払われた研究経費等の額に不用が生じた場合は、経費分担者は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。ただし、研究料は返還しない。

（資産等の提供等）

第７条　契約当事者は、契約項目表・別表2に掲げる自己に係る資産等を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、他の契約当事者が所有する契約項目表・別表2に掲げる資産等を所有者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用することができる。

３　前項により甲が資産等を受け入れた場合、相互の同意の上、当該資産等の所有権を無償で甲に移転することができる。

４　甲は、本共同研究が終了したときには、本条第2項により所有者から受け入れた資産等のうち所有権が移転していない資産等を、本共同研究終了日時点の状態で所有者に返還する。

５　甲は、本条第2項により受け入れた資産等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

６　本条第2項及び第4項に規定する資産等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、所有者の負担とする。

（研究の終了）

第８条　本共同研究は、契約項目表4.に掲げる研究期間の始期に開始され、以下のいずれかの事由をもって終了する。

（1）　契約項目表4.に掲げる研究期間の終期を経過した場合

（2）　契約項目表3.に記載の研究目的が達成又は実現されたと契約当事者が合意した場合

（3）　第9条に基づき本共同研究を中止した場合

（4）　本契約が解除された場合

（5）　その他、契約当事者間で協議の上、本共同研究を終了することに合意した場合

（研究の中止又は期間の延長）

第９条　契約当事者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由、あるいは研究の遅延や進展など当初予測できなかった事由が生じた場合は、契約当事者間で協議の上、本共同研究を中止又は研究期間を延長することができる。この場合において、契約当事者は相互に本共同研究の中止又は期間の延長に伴い生ずる一切の損害、損失等について、何ら責任を負わないものとする。

２　甲は、前項の規定に基づく本共同研究の研究期間の延長により、受領済みの研究経費等に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに相手方に書面（電子的方法を含むものとする。以下「書面等」という。）により通知し、不足する研究経費等の負担の有無及び金額について、相手方と協議の上、決定するものとする。

（秘密情報)

第１０条　本契約における秘密情報とは、情報を開示又は提供（以下「開示等」という。）する契約当事者（以下「開示者」という。）から情報を受領する契約当事者（以下「受領者」という。）に対し、秘密である旨を明示して開示等される情報 （資料、サンプル、試料等及びノウハウを含む。）であって、開示等の際に開示者より秘密である旨の表示が明記され、あるいは口頭で開示等されかつ開示等に際し秘密である旨明示され、開示等の後14日以内に書面等で受領者に対して通知されたものをいう。

２　前項の規定にかかわらず、次のものは秘密情報から除外する。

（1）　受領者が開示等を受けた際、既に受領者が保有していたもの

（2）　受領者が開示等を受けた際、既に公知となっていたもの

（3）　受領者が開示等を受けた後、自己の責めによらずに公知となったもの

（4）　受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの

（5）　受領者が開示等された情報によることなく独自に開発・取得したもの

（秘密保持）

第１１条　受領者は、開示者の事前の書面等による承諾なしに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）　秘密情報を第三者に開示等又は漏洩すること。

（2）　秘密情報を本共同研究の目的以外に使用すること。

（3）　リバースエンジニアリング等、秘密情報の組成又は構造を特定するための分析その他類似の行為を行うこと。

（4）　本共同研究の目的の範囲を超えて、秘密情報を複写又は複製すること。

２　受領者は、研究担当者等に対して、必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示等できる。開示等に際しては、秘密である旨を明示するとともに、自己が本契約に基づき負うと同等の義務を当該研究担当者等に課すものとする。

３　受領者は、裁判所又は行政機関等から秘密情報の開示等を命じられた場合、これに応じるために当該機関に対して、必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示等できる。この場合、開示者に対し、当該命令を受けた旨を合理的に可能な範囲で、速やかに通知するものとする。

４　前三項の規定は、本共同研究終了日後も、表記契約項目表9.の期間、有効に存続するものとする。ただし、契約当事者協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（秘密情報の不許諾及び非保証）

第１２条　秘密情報に係る所有権、知的財産権その他一切の権利は開示者に帰属し、秘密情報の開示等により、明示的又は黙示的かを問わず、開示者のいかなる権利も受領者に譲渡又は許諾されるものではない。

２　開示者は受領者に対し、開示等される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（秘密情報の管理）

第１３条　契約当事者は、それぞれ契約項目表6.の研究代表者を秘密情報管理者とし、開示者から開示等を受けた秘密情報を、常に善良な管理者の注意をもって厳重に管理しなければならない。

２　受領者は、本契約終了後又は開示者からの要求があった場合には、開示者から開示等を受けた秘密情報を、開示者の指示に従い、遅滞なく返還、廃棄又は消去しなければならない。

（研究成果の取扱い）

第１４条　甲の学術的使命を踏まえ、研究成果は原則として公表（開示、発表又は公開を含め、以下「公表等」という。）するものとする。

２　研究成果の公表等を希望する契約当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、第11条及び別紙・知的財産権の取扱いに関する附属書を遵守した上で、公表等を行おうとする日の30日前までにその公表等の内容を書面等にて、他の契約当事者（以下、本条において「通知受領者」という。）に通知するものとし、通知受領者の了解を得るものとする。

３　前項の規定にかかわらず、公表希望当事者が、商品の販売、販促資料、企業案内、その他営利目的（以下、総称して「広告等」という。）による公表等を希望し、当該広告等の内容に甲の名称、マーク、ロゴタイプ、商標権等（以下「商標等」という。）並びに研究担当者等の氏名を含めることを希望する場合は、当該広告等での使用又は公表等の30日前までに、甲に広告届を提出するものとし、甲の承認を得なければならない。なお、使用目的、使用態様により甲が商標等の許諾が必要と認める場合は、別途、使用許諾契約を締結するものとする。

４　前二項に基づき通知を受けた通知受領者は、通知された公表等の内容に、自らの秘密情報が含まれると判断したとき又は自らの将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後10日以内に公表等の内容の修正を書面等にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、通知受領者と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、本項に従い通知を受けた部分については、通知受領者の同意なく、公表等してはならない。ただし、通知受領者は、正当な理由なく、係る同意を拒んではならない。

５　研究成果に係る知的財産権の取扱いについては、別紙・知的財産権の取扱いに関する附属書に定める。

（技術移転機関の関与）

第１５条　甲は、別紙・知的財産権の取扱いに関する附属書に定める、知的財産権の管理活用に関する業務の一部を、技術移転機関（「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の承認を受けた承認TLOをいい、本契約においては株式会社信州TLOをいう。）に委託することができるものとし、甲は、自己が本契約に基づき負うと同等の義務を技術移転機関に課すものとする。

２　第11条第1項（1）の定めにかかわらず、甲は、前項の委託に必要な範囲の秘密情報を技術移転機関に開示等できるものとする。

（関連法規制遵守）

第１６条　契約当事者は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた研究成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

２　契約当事者は、本共同研究において人を対象とする生命科学・医学系研究を実施するときは、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係する法令、規制及び指針等を遵守し、倫理委員会で承認を受けた研究実施計画に従って、慎重かつ適正に本共同研究を実施するものとする。

（契約の解除）

第１７条　契約当事者は、他の契約当事者が次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

（1）　本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（2）　本契約に違反したとき

２　甲は、経費分担者が第6条第2項の定めを遵守せず、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

３　契約当事者は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（1）　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

（2）　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

（3）　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（4）　経済的な信用状態が悪化し、本契約上の債務の履行ができないと合理的に認められる場合

（契約内容の変更）

第１８条　契約当事者は、本共同研究の計画に変更等が生ずる場合、契約当事者間で協議の上、必要な範囲で、本契約の内容を変更できる。この場合、別途変更契約等を締結し、変更内容を明確にするものとする。

（損害賠償）

第１９条　契約当事者は、第17条に掲げる事由及び研究担当者等の故意又は重大な過失によって他の契約当事者から損害を受けたときには、直接的な通常損害に限り、その賠償を請求できるものとする。

（有効期間）

第２０条　本契約の有効期間は、契約項目表4.に記載の研究期間と同一とする。

２　本契約の終了後においても、契約項目表9.に記載の規定は、当該条項に定める期間又は目的とする事項が消滅するまで有効に存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第２１条　契約当事者は、暴力団又はこれに類する反社会的団体（以下「反社会的勢力」という。）との人的・資本関係が一切ないことを相互に約束する。

２　契約当事者は、反社会的勢力との取引並びに反社会的な活動に一切関与しないことを約束する。

３　契約当事者は、他の契約当事者が前二項のいずれかに違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を違反した契約当事者に請求することができる。なお、係る解除により違反した契約当事者に損害が生じても、解除した契約当事者は何らこれを賠償又は補償する責を負わない。

（協議）

第２２条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、契約当事者間で協議の上、定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第２３条　本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本頁以下余白）

**別紙・知的財産権の取扱いに関する附属書**

本契約第14条第5項に基づき、研究成果に係る知的財産権等の取扱いについて、以下のとおり定める。

（研究成果の取り扱いに関する基本的な考え方）

（A）　契約当事者は、次の各機関の社会的使命及び「大学知財ガバナンスガイドライン（令和5年3月29日　内閣府・文部科学省・経済産業省）」を参酌し、相互理解に基づく協調関係の下で研究成果の保護及び知的財産権の活用に努めるものとする。

（ⅰ）　大学等の公的研究機関は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する使命を負っている。このため、人的・物的・金銭的・知的資源を投入する研究活動によって蓄積してきた技術を基盤とし、その技術を社会課題の解決に向けて応用するとともに、産学官連携によりその成果の社会実装を推進しなければならない。また、発明により知的財産権を創出した教員等に対しては、特許法第35条に基づく「相当の利益」を提供する義務を負う。

（ⅱ）　企業は、市場ニーズに基づく収益事業によって利益を追求するとともに、その事業活動に関し、大学等と積極的に連携し、科学技術・イノベーション創出の活性化に努める使命を負う。

（発明等の通知）

（B）　契約当事者は、自己に所属する研究担当者等が本共同研究の実施に伴い発明等（ただし、著作物の創作、商標及び案出を除く。）を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の要否等について協議するものとする。

（知的財産権の帰属）

（C）　発明等に係る知的財産権の帰属は、次の各号のとおりとする。

（ⅰ）　研究担当者等が、単独で発明等を行った場合、当該発明等に係る知的財産権は、当該研究担当者等又は当該研究担当者等が所属する契約当事者に帰属する。

（ⅱ）　研究担当者等が、共同で発明等を行った場合、当該発明等に係る知的財産権は、当該発明等の創作行為に現実に加担した研究担当者等又は当該研究担当者等が所属する契約当事者が共有する。なお、技術的思想の創作に直接関係しない単なる管理者、補助者又は後援者等は発明等を行ったものとはしない。

（ⅲ）　契約当事者は、知的財産権が自己に所属する研究担当者等に帰属する場合、それぞれの職務発明に関する規則等により、研究担当者等からの取得又は承継の有無を決定する。

（知的財産権の出願）

（D）　発明に係る特許を受ける権利に基づき特許庁に出願する場合、次の各号のとおりとする。

（ⅰ）　契約当事者は、前（C）の（ⅰ）規定により自己に単独で帰属する特許を受ける権利に基づき単独で特許出願を行うことができる。この場合、出願を行う契約当事者は、出願を行う前に他の契約当事者に対してその旨を通知する。当該通知を受けた契約当事者は、当該出願の内容が共同発明に該当するものと判断した場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に共同発明であることの根拠資料を示した上で、異議を申し出るものとする。この場合、通知した契約当事者と異議を申し出た契約当事者は、協議の上、単独発明又は共同発明のいずれであるかにつき合意をしなければならず、出願内容及び出願手続は当該合意及び本契約に従ったものとしなければならない。なお、通知を行わずして特許出願を行った場合、当該特許出願に係る発明は共同発明であったものと推定する。

（ⅱ）　契約当事者は、前（C）の（ⅱ）の規定により他の契約当事者と共有する特許を受ける権利に基づき特許出願を行おうとするときは、権利の持分、発明の実施、実施目標期間、第三者に対する実施許諾等の条件を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願するものとする。

（ⅲ）　前（ⅰ）及び（ⅱ）の規定は、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国におけるこれら各権利に相当する権利に基づいて申請、登録及び出願する場合に準用する。

（特許権等の実施）

（E）　特許を受ける権利及び特許権（以下、併せて「特許権等」という。）に係る発明の実施は、次の各号のとおりとする。

（ⅰ）　契約当事者は、本契約の有効期間中、共有の特許権等に係る発明について、専ら本共同研究又は自らが行う教育若しくは研究活動を目的とする場合に限り、当該発明を実施（自己の責任において自己のために第三者に実施を委託する場合を含む。）することができる。なお、契約当事者は、他の契約当事者の事前の書面等による同意を得た場合を除き、第三者に対し共有の特許等の実施権を許諾してはならない。

（ⅱ）契約当事者は、本契約の有効期間中、自己の単独に帰属する特許権等に係る発明につき、他の契約当事者に対して、専ら本共同研究又は自らが行う教育若しくは研究活動を目的とする場合に限り、その実施（自己の責任において自己のために第三者に実施を委託する場合を含む。）をする権利を許諾する。

（ⅲ）　前各号に定める場合を除き、共有の特許権等又は他の契約当事者の単独の特許権等に係る発明の実施については、別途締結する共同出願契約又は実施契約等に基づいて行うものとする。

（iv）　本（E）の規定は、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国におけるこれら各権利に相当する権利に準用する。

（著作物の利用）

（F）　（C）の（ⅱ）の規定により契約当事者が共有するプログラム等の著作物の利用については次の各号のとおりとする。

（ⅰ）　著作権法第65条第2項の定めにかかわらず、共有著作権者は、共同著作物について、専ら本共同研究、又は、自らが行う教育若しくは研究活動を目的とする場合に限り、自ら利用することができる（自己の責任において自己のために第三者に利用を委託する場合を含む）。この場合、共有著作権者は、共同著作物の著作者人格権の行使を行わないことを確認する。

（ⅱ）　前（ⅰ）に定める場合を除き、共同著作物の利用については、事前に他の共同著作権者と別途締結する利用許諾契約等の当該著作権の取扱いに関する契約に基づいて行うものとする。

（ノウハウの取扱い）

（G）　契約当事者は、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、書面等をもってその対象や範囲等を指定するものとし、契約当事者は、自己に単独で帰属するノウハウを除き、他の契約当事者の事前の同意なく第三者に開示又は公表してはならず、また事前の同意なく本共同研究以外の目的に使用してはならない。指定されたノウハウを秘匿すべき期間は、協議の上、定めるものとする。なお、契約当事者は協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究データの取扱い）

（H）　契約当事者は、研究データのうち特に重要なものが生じた場合は、協議の上、書面等をもってその対象や範囲等を指定するものとし（以下、指定された研究データを「指定研究データ」という。）、契約当事者は、自己が単独で取得した指定研究データを除き、他の契約当事者の事前の同意なく第三者に開示又は公表してはならず、また事前の同意なく本共同研究以外の目的に使用してはならない。指定研究データを秘匿すべき期間は、協議の上、定めるものとする。契約当事者が指定研究データを本共同研究以外の目的、又は、自らが行う教育若しくは研究活動以外の目的で利用することを希望する場合（当該指定研究データを利用した事業の実施及びそのための製品やサービス等の開発を含むが、これらに限定されない。）、当該他の契約当事者に対してその旨通知の上、その対価等の使用条件等を定めた契約を締結しなければならない。なお、前記事業には、当該指定研究データをもとにした研究成果を実施した事業を含むものとする。

（成果有体物の取扱い）

（Ｉ）　契約当事者は、成果有体物に該当するものが生じた場合は、協議の上、書面等をもってその対象、範囲及び所有権等を確認するものとし、契約当事者は、自己が単独で所有する成果有体物を除き、他の契約当事者の事前の同意なく第三者に提供又は開示してはならず、また事前の同意なく本共同研究以外の目的に使用してはならない。指定された成果有体物を秘匿すべき期間は、協議の上、定めるものとする。なお、契約当事者は協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（バックグラウンド知的財産権等の取扱い）

（Ｊ）　契約当事者が本共同研究開始前から保有していた知的財産権及び研究データ並びに本共同研究開始後に本共同研究とは関係なく取得した知的財産権及び研究データ（以下、併せて「バックグラウンド知的財産権等」という。）の取扱いについては次の各号のとおりとする。

（ⅰ）　本共同研究の遂行のために他の契約当事者から実施の許諾、提供又は明示されたバックグラウンド知的財産権等は、本共同研究以外の目的に使用してはならない。

（ⅱ）　契約当事者が前（ⅰ）により実施の許諾、提供又は明示されたバックグラウンド知的財産権等を本共同研究以外の目的、又は、自らが行う教育若しくは研究活動以外の目的で利用することを希望する場合（当該バックグラウンド知的財産権等を利用した事業の実施及びそのための製品やサービス等の開発を含むが、これらに限定されない。）、当該バックグラウンド知的財産権等を保有する契約当事者に対してその旨通知の上、その対価等の使用条件等を定めた契約を締結しなければならない。なお、前記事業には、バックグラウンド知的財産権等をもとにした研究成果を実施した事業を含むものとする。

（商標の取扱い）

（K）　契約当事者は、本共同研究に関連して商標登録出願を行う場合、別途協議の上、その帰属や実施条件等を定めるものとする。

（本頁以下余白）